

## 第十九章 軍国主義体制の進展

### 第一節 普選実施と地方政界

#### 選挙権の拡大と政党分野

昭和時代は大正デモクラシーの発展の期待のうちに幕を明けたが、やがて軍事国家体制へ突入していった。大正十四年（一九二五）普通選挙法制定につづき大正十五年（一九二六）府県制改正があり、府県会議員の選挙権も拡大され、納税資格は撤廃された。その結果、城崎郡の有権者数についてみれば、大正十二年（一九二三）九七〇七名であったのが、昭和二年（一九二七）には一万五八五五名に増加している。

兵庫県会議員の選挙区は、府県制の改正によりそれまでの三九選挙区が市郡単位の三〇選挙区、五六名定員となった。その結果は神戸市（一五名）、武庫郡（四名）、津名郡（三名）川辺、加古、飾磨、揖保、氷上、三原、城崎、各郡（二名）、尼崎、姫路、明石、西宮各市、有馬、明石、美嚢、加東、多可、加西、印南、神崎、赤穂、佐用、宍粟、出石、養父、朝来、美方、多紀、各郡（一名）の配分であった。

昭和二年（一九二七）九月二十五日、普選実施以来最初の兵庫県会議員選挙が実施された。当時の中央政界は政友会と民政党の二大政党が対立していたが、県政界では政友会が優勢であり、無産政党の登場と進出も注目されていた。議員定数五六名に対し一三六名が立候補したが、開票の結果は、政友会二五名、民政党一七名、日本労働党二名（神戸市、加古郡）、愛国自由党一名（津名郡）、労働農民党一名（三原郡）、中立一〇名の結果となった。但馬五郡の県会議員の色分けは、定員六名のうち、政友会三名（城崎郡二名、美方郡）、民政党一名（朝来郡）、中立二名（出石郡、養父郡）であった。（表68）

江原の友田一郎はこのとき政友会所属の県会議員として当選し、以後、中央における政友会若宮貞夫代議士とコンビをなして地方政界をリードし、連続四期政友会所属県会議員に当選する。昭和六年（一九三一）以降の県会議員選挙にあつては、但馬地方は民政党の進出めざましく、友田一郎以外の五名の県会議員はすべて民政党に占められるが、民政党代議士齋藤隆夫の中央における軍事国家体制の進展に抵抗しての議政壇上での活躍は、このような強固な選挙区における基盤を背景に持っていた。この圧倒的な民政党の勢力に対し、友田一郎が政友会県議として活躍できたのは、藤本俊郎以来の当地方政界における政友会の伝統をうけついで地盤がこの町に根強くつちかわれ、うけつがれていたためであるとみてよいであろう。

ここで、昭和時代の地方政界に活躍したわが町出身の三人の代表的政治家、友田一郎、太田剛太郎、河本重利について、その足跡をまとめて紹介しておこう。これらの人々ほかの戦前派政治家とよばれる人々のうち、行政当事者であった幹部はいずれもポツダム宣言受諾、降伏後、アメリカ軍占領政策により一旦公職追放となるが、講和条約成立後追放解除となつて、多くは再び政界に復活するのである。

第四部 昭和前期

表68 党派別選挙区別県会議員の動向 (「兵庫県百年史」より)

	大正12年	昭和2年	昭和6年	昭和10年
神戸	○●△△□ ○●△△□ ○●△△□	●○●■●■ ○○●■●■ ○○●■●▽	○○●■●■ ○○●■●● ○○●■●●	●○●■●■◎ ○○●■●▽ ○○●■●▽
尼崎	○	▽	■	▽
姫路	○	■	■	■
明石	■	○	○	○
西宮		▽	■	○■
武庫	○●■■	■▽▽▽	○■●■	■■
川辺	○	○▽	■●■	○●■
有馬	○	○	○	○
明石	○	○	○	○
美加	○	■	○	○
加東	○	○	○	○
多加	○	○	○	○
加西	○	■	■	▽
加古	○	●▽	○	○■
印南	○	○	○	○
飾磨	○	○■	○■	○■
神崎	○	○	■	○
揖保	○■	○■	○■	○■
赤穂	○	○	○	○
佐用	○	○	■	■
六栗	○	■	■	■
城崎	○	○	○■	○■
出石	○	▽	■	■
養父	○	▽	■	■
朝来	○	■	■	■
美方	○	○	■	■
氷上	○	○	○■	○■
多紀	○	○	○	○
津名	○	○■ Z	○	○■
三原	○	○◎	■	○

○民友会  
 ■県政クラブ  
 △革新クラブ  
 □実業同志会

注 民友会は政友会系  
 県政クラブは民政系

○政友会  
 ■民政党  
 ●日労党  
 ◎労農党  
 ▽中立  
 Z 爱国自由党

○政友会  
 ■民政党  
 ●全国大衆党

○政友会  
 ■民政党  
 ◎国民同盟  
 ●無産  
 ▽中立

県議友田一郎（二八八八一—一九六六）  
 明治二十一年（一八八八）十一月二十四日、日高町江原、酒造業友田俊藏の長男として生れた。

祖父勘右衛門は町会議員を勤め、明治三十二年からは日高村長に就任し、製糸業の発展にも力を注いだ名望家である。

一郎は県立豊岡中学（第六期生）卒業後、家業にはげみ、父の志を継いで大正十年から日高村会議員となり、大正十一年二月より日高村長、引続き大正十五年二月十八日から新発足の日高町長に就任、昭和二年九月より兵庫県会議員に推されて出馬、当選し

表69 兵庫県第五区衆議院議員分布表

年 度	党 派	得 票 数	当 選 議 員 名
昭和 三年	政友会	二一、三〇九	若宮貞夫
	民政党	三八、〇二七	齋藤隆夫、田昌
	中 立	一、三四四	
昭和 五年	政友会	二六、四八四	若宮貞夫
	民政党	三七、七五三	齋藤隆夫、田昌
昭和 七年	政友会	三二、一三六	若宮貞夫、畑七右衛門
	民政党	二九、〇一四	齋藤隆夫
昭和十一年	政友会	一八、五五四	若宮貞夫
	民政党	三五、二五九	齋藤隆夫、植村嘉三郎
	政友会	三〇、八七九	若宮貞夫
昭和十二年	民政党	三四、〇六二	齋藤隆夫、山川頼三郎

て以来、連続四期（一八年間）兵庫県会議員として活躍、昭和十八年十一月から翌年十二月まで県会議長を勤め、稀にみる名議長とわられたが、昭和二十年十一月、引退した。その業績は文字通り枚挙にいとまがないが、特筆大書すべきものをあげれば、①大正十二年に日高上水道株式会社を設立し、自ら取締役社長となり、比類ない水質と水量を誇る今日の日高町上水道の基礎を完成したこ



写真173 太田剛太郎



写真172 友田一郎

と、②兵庫県北部乾繭組合ならびに製糸組合の組合長として、日高町の蚕業界を大きく発展させたこと、③神戸製鋼日高工場の誘致を実現したこと、④消防団の組織の確立強化、⑤道路改良、治山治水等の土木行政の推進、などは銘記すべきものである。

昭和四十一年（一九六六）七月十三日、死去した。享年七七歳。従六位勲五等を贈られている。

町長太田剛太郎（二八八五—一九六二） 明治十八年（一八八五）九月十九日、

宵田の酒造業・太田寿之助の長男として生れた。

明治三十七年、県立豊岡中学（第四期生）卒業、上京して法政大学政治経済学部を学び、明治三十九年より帰郷して家業に従事、日高町農会長を経て昭和八年（一九三三）、日高町長となり、昭和二十一年（一九四六）十一月公職追放に至るまで町政に尽瘁した。

その間において日高町役場庁舎の改築、鶴岡橋の架け替工

事などをはじめ、満洲事変から日中戦争、太平洋戦争へと進展した戦時体制下の町行政の最高責任者として、苦勞の多い多難な時代に対処し、数々の業績を残している。

昭和十五年、兵庫県町村長会会長。

昭和十七年、兵庫県森林組合連合会会長。

昭和十八年、全国町村長会副会長。

などを歴任、剛腹で、傍若無人の勢威があり、日高町長に「太田剛さん有り」、との令名を馳せた。

昭和二十八年（一九五三）九月、再び日高町長に就任、日高中学校に当時県下随一を誇る室内体育館を新築、また受益耕地面積三〇〇町歩に及ぶ道場堰灌漑用水路を完成している。更に昭和二十九年十二月、日高町、国府村、八代村、三方村、清滝村、西気村の六カ町村の合併をめざし、日高地区合併促進協議会が結成されるや、その会長に就任し、新日高町を誕生させたのである。町長在任は戦前・戦中・戦後を通して実に通算一七年に及んだ。

その他、日高町商工会長、日高町農業会長、日高町森林組合長、などのほか、兵庫県緑化協会会長、兵庫県治山治水協会会長などもつとめ、昭和三十三年、藍綬褒賞を受けている。

昭和三十七年（一九六二）四月八日死去。享年七六歳。

町議町長河本重利（一八八七—一九五七）

明治二十年（一八八七）十月十五日、河本浜二郎の次男として生れた。



写真174 河本重利

県立豊岡中学第五期生、三高、京都帝大文科史学科を卒業、母校豊岡中学の教鞭をとり、更に京大法科政治経済学科に学ぶなど、教養の高い温厚篤実な紳士であった。

父・浜二郎の死後、家督をつぎ、大正十年但馬銀行を創設、後に江原銀行、出石五十五銀行、合橋銀行を合併し引続いて頭取をつとめ、昭和十六年全但銀行発足を機に退職、一方、大正十年（一九二一）より昭和二十二年（一九四七）まで日高町会議員、昭和二十二年（一九四七）四月より昭和二十八年（一九五三）九月まで日高町長をつとめ、町議通算二六年、町長在任六年に及んだ。その間、城崎郡町村長会長及び但馬自治会長、また昭和二十六年五月より二年間は兵庫県町村長会長を勤めた。その他、日高信用購売販売利用組合長二〇年、兵庫県公民館連盟委員長四年、全国公民館連盟理事二年、旧制豊岡中学、豊岡高女、新制豊岡高校三者の合併後の同窓会たる初代達徳会会長、など、多方面の業績は枚挙にいとまがない。

道場堰の改修、土地改良、植林の奨励、公民館事業の推進、自治体警察の設置、新制中学の整備、上水道の補修、消防の充実、治水と砂防、公立豊岡病院日高分院の建設整備、県道・村岡―出石線（稲葉経由）の開発促進などに果した役割は極めて大きい。特に日高町公民館の創設は昭和二十二年十二月で、全国的にも先駆的存在としてモデル公民館となり、文部省（第一回）および兵庫県より優良公民館としての表彰を受けている。

激務のため、町長在職中脳溢血で倒れ、療養も効なく、昭

和三十三年（一九五七）十二月二十一日死去した。享年七〇歳。

第二節 防衛体制の強化

消防組から警防団へ

すでに述べたように、各町村単位の公設消防組は、警察署の指揮下に置かれ、日高署管内消防協会を結成してその運営に当たってきた。昭和十年（一九三五）における協会の組織は、会長は日高警察署長、副会長は日高署消防主任、支部長は六カ町村の消防組頭で組織され、顧問は六カ町村長・警察

表70 各町村消防組一覽表（昭和10年）（日高消防協会）

消防組名	部数	組員数	ガソリンポンプ数	
			ポンプ数	腕用ポンプ数
日高町消防組	一四	七六九	三	一三
国府村消防組	七	四三三	一	六
八代村消防組	三	一五七	一	三
三方村消防組	一四	七八四	一	一三
清滝村消防組	七	三八一	一	七
西気村消防組	七	三三三	一	六
計	五二	二、八五七	六	四八

備考 外に協会所有自動車ポンプ一台

医・日高町助役であった。昭和十年における消防組の状況は表70のとおりである。

その後、日中戦争が勃発し、戦局が拡大するにともない、防空・消防その他警防体制の整備が重要となり、昭和十四年（一九三九）一月二十五日付勅令を以て消防組・防護団を改組統合して、警防業務に従事する強力な警防団が設置された。日高町の場合、警防団は各区に分団を設け、五〇戸未満の区は近接の区に合併した。各分団の定員は





写真175 清滝村消防出初式 (大田垣彦弥提供)

三〇人以上五〇人とし、機械器具は各区消防組備付けのものを移譲した。団員は警察署長が任命し、団長副団長は知事が任命した。団員には黒襟で国防色の上衣とズボン、黒の戦闘帽、帯、ゲートル、短靴の制服が支給された。昭和十五年からは部落会町内会の構成組織として隣保が設置され、隣保において家庭の防空・

警備・消防等の活動訓練が実施されるようになった。

また警防団が設置されると同時に、日高警察署管内警防協会が結成され、ただちに発足した。その会則は次ぎのとおりである。

一 日高警察署管内警防協会会則

第一条 本会ハ日高警察署管内警防協会ト称シ各町村警防団ヲ以テ組織ス

第二条 本会ハ事務所ヲ日高警察署内ニ、支部ヲ各町村役場内ニ置ク

第三条 本会ハ警防団ノ進歩発達ヲ図リ団員ノ災厄ヲ救済シ、協同一致町村自治ノ発展ニ貢献スルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フモトス

一、防空、消防、水防、人命救助等ニ関スル講演会及訓練ヲ行ヒ必要ナル知識ノ涵養ト技術ノ鍛練  
ニ努メ健全ナル思想ヲ養成スルコト

二、防空又ハ消防上功労アル個人及団体ヲ表旌スルコト

三、各支部又は数支部聯合シ監督官ノ点検ヲ受クルコト

四、前各号ノ外幹部ニ於テ必要ト認メタル事項

第五條 本会ノ会員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、名譽会員

二、特別会員

三、正会員

名譽会員ハ本会ニ対シ特ニ功労アリタルモノ、特別会員ハ警察官吏、正会員ハ警防団員トス

第六條 本会ハ總裁トシテ本県警察部長ヲ推戴ス

第七條 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、会 長 一名

二、副会長 一名

三、支部長 六名

四、幹 事 二名

会長ハ日高警察署長、副会長ハ日高警防団長、支部長ハ各町村警防団長、幹事ハ日高警察署巡查部

長及日高町助役ヲ以テ之ニ充ツ

第八条 本会ハ顧問ヲ置ク

顧問ハ管内各町村長其ノ他幹部会ニ於テ推薦シタルモノトス

第九条 会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ総理ス、副会長ハ会長ヲ補佐シ会長差支アルトキ代理ス、支部長ハ本

会ノ重要事項ヲ評議決定ス、幹事ハ会長ノ命ヲ受ケテ庶務會計ヲ掌ル

第十条 本会ノ會議ヲ分チテ幹部会及總會ノ二種トス

幹部会ハ顧問、支部長以上トシ總會ハ各町村分団長以上トス

第十一条 幹部会ハ予算ノ審議、決算ノ認定、本会ノ事業等ヲ決議スルモノトシ必要ニ応ジ会長之ヲ招集ス

第十二条 總會ハ毎年一回之ヲ開キ警防上ニ関スル諸般ノ協議ヲナスモノトス

第十三条 本会ノ決議ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス 可否同数ナルトキハ会長ノ決スルコロニ依ル

第十四条 会員ノ救済、表彰等ニ関シテハ別ニ之ヲ定ム

第十五条 本会ノ經費ハ聯合町村ノ補助金又ハ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十六条 本会ノ會計ハ町村ノ例ニ倣フ

第十七条 本会ハ必要ナル簿冊ヲ備ヘ會長之ヲ保管ス

第十八条 本会則ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ之ヲ改廃スルコトヲ得ズ

「 日高警察署管内警防協会救済表彰ニ関スル規程

第一条 警防団員ニシテ職務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ死亡シタルモノアリタルトキハ左記ニ依リ見舞金又ハ弔

慰金ヲ贈呈スルモノトス

一、傷痍ノ為三日以上休業ヲ要スルモノ

金五百円以上

二、傷痍ノ為不具癱疾トナリタルモノ

金五十円以上

三、傷痍ヲ受ケ死亡シタルモノ

金壹百円以上

第二条 警防団員在職中死亡シタルモノアリタルトキハ左記ニ依リ弔慰金ヲ贈呈ス

一、戦事又ハ事変ニ依リ応召戦死又ハ病死シタルモノ

金五百円以上

二、疾病ニ依リ死亡シタルモノ

金一百円以上

第三条 警防団長ハ前各条ニ該当セルモノアリタルトキハ協会长ニ書面ヲ以テ速報スルモノトス

第四条 協会长前各条ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ調査シ見舞金又ハ弔慰金ヲ贈呈スルモノトス

第五条 警防団員ニシテ特ニ功勞アリ衆庶ノ模範ト認ムルモノアリタルトキハ警防団長ノ内申ニ依リ調査

ノ上之ヲ表彰スルモノトス

表彰ノ程度方法等ハ幹部会ニ附議シ之ヲ決定スルモノトス

### 水防組の新設

日高町に水防組ができるのは消防組よりもずっとおそかった。県の指定に基づいて円山川本流沿いの七カ部落に水防組が設置されたのは、警防団結成後半年近くたった昭和十四年

表71 円山川本流沿い水防組設置表

水防組	組頭	小頭	水防夫	担当区域
第一組	一	三	五〇	岩中・宵田・江原
第二組	一	一	四〇	日吉・日置
第三組	一	一	五〇	鶴岡・上鶴岡

(一九三九)九月十四日で、この日から組織的に円山川及び稲葉川に対する水防活動が実施されることになった。日高町水防規定によれば、水防長は町長が当り、副長と水防員は町長が任命した。水防組は上表のとおり三組編成であった。

水防設備は、日置字久語田六五番地の一に器具材料貯蔵小屋を設置し、空俵一五〇〇、鍬五〇、スコップ五〇、杭一〇〇本を用意し、円山川が洪水警戒水位に達し増水の慮あるときは、水防組は水防夫を召集し活動態勢に入った。

洪水標は、兵庫県設置の量水標が、日高町岩中字松ヶ花(第一区洪水標)と、日高町日置字久語田(第二区洪水標)の二箇所設けられた。

### 国家総動員法の成立

昭和十三年(一九三八)の第七三通常議会において、国家総動員法案が提出、可決され、四月一日公布された。その目的は、「本法ニ於テ国家総動員トハ、戦時(戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム)ニ際シ、国防目的達成ノ為、国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ運用スルヲ謂フ」(第一条)というものであって、国家総動員上必要があるときは、物資、生産、金融、会社経理、物価、労働など、経済のあらゆる分野にわたって政府に広範な委任命令の権限を与え、これによって強制的に統制措置を実施し、さらに言論の統制、労働争議の禁止すらできるというものであ



写真176 齋藤隆夫

た。

出石出身の齋藤隆夫代議士は、これは立法府たる議会の権能を奪うものであるとして、烈しく国家総動員法案反対の論陣を張ったが、ファッショ化への時勢の流れをくいとめることはできなかった。

国家総動員体制の確立実施のためには、更にこれに関連した法令を国民生活のすみずみまで浸透させ、これに即応した地域末端組織を整備することが必要であった。行政上の自発的な協力組織として従来から利用されてきた町内会や部落会は、ここに至って大きく整備強化されることとなった。

### 大政翼賛新体制と末端組織

昭和十五年（一九四〇）十月、近衛文麿首相を総裁とする大政翼賛会が発足し、各府県市町村にその支部が設けられた。既成の政党は解体し、明治憲法発足以来六〇年間に互り築かれた立憲政党の時代は終わった。これよりさきこの年の三月七日には齋藤隆夫代議士が衆議院で除名されており、七月には枢密院議長の内田外吉の現職をなげうって政治新体制運動を主唱した近衛文麿公爵に大命が降下し、新体制運動が急速に進んだのである。

政府はこの年の九月十一日に、内務省訓令をもって市町村住民を組織統合する部落会、町内会の整備強化

に努めるとの方針を発表し、これに伴い兵庫県においても各市町村に対し、「部落会町内会等整備要領」を通知した。以下にその要点をにかけておこう。右通達に際しての兵庫県知事の訓令をはじめにのせておくが、この訓令には当時のわが国の官民全体にゆきわたっていた軍国主義、超国家主義のイデオロギー（思想型態）が独特の用語を使用した典型的な文章で表現されている。

部落会町内会等整備要領

「 兵庫県訓令甲第二五号

今や世界ノ動乱益々拡大シ、其ノ底止スル所ヲ知ラズ。此ノ秋ニ当リ、我が国ハ克ク支那事變ヲ処理シツツ、肇国ノ大精神タル大東亜共榮圈確立ノ大業ヲ完センニハ、益々国体ノ本義ヲ顯揚シ、庶政ヲ一新シ、国家国民ノ総力ヲ發揮シ、以テ高度国防国家体制ノ完成ヲ期セザルベカラズ。而シテ之ガ為ニハ一億一心、各ソノ職分ニ応ジ、奉公ノ誠ヲ致シ、協心戮力、以テ大政翼賛ノ臣道ヲ全フセンコトヲ要ス。

政府ハ今回訓令ヲ發シ、万民翼賛ノ本旨ニ則リ、地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル為、隣保團結ノ精神ニ基キ、市町村内住民ヲ組織結合スル部落会、町内会等ノ整備ニ関シ、指示スルトコロアリタリ。蓋シ部落会、町内会等ノ整備ハ、万民翼賛、職分奉公ノ所謂国民組織ヲ確立スルノ基礎ヲ為スモノニシテ、亦実ニ臣道實踐体制ノ実現ヲ期スル所以ナリト謂フベシ。

県ハ昭和十三年以來、隣保協同組織ノ整備強化ニ努メ來リ、今ヤ相当ノ成果ヲ収メツツアリト雖モ、時局ノ重大性ニ鑑ミ、政府ノ方針ニ基キ、左ノ要領ニ依リ部落会、町内会等ノ整備充実ヲ期セントス。市町村ハ夫



写真177 頃垣部落隣保の共同炊事 (大田垣彦弥提供)

夫地方ノ実情ヲ考量シ、速ニ之ガ整備ヲ図リ、其ノ運営ニ宜シキヲ制シ、実績ヲ挙グルニ努ムベシ

昭和十五年十一月八日

兵庫県知事 坂千秋

村落会町内会等整備要領(抄)

第一、目的

一、隣保団結ノ精神ニ基キ、市町村内住民ヲ組織結合シ、万民翼賛ノ本旨ニ則リ、地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト。

二、国民ノ道徳鍊成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織タラシムルコト。

三、国策ヲ汎ク国民ニ透徹セシメ、国政万般ノ円滑ナル運用ニ資セシムルコト。

四、国民経済生活ノ地域的統制単位トシテ、統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト。

第二、組織

一、部落会及町内会

(一)市町村ノ区域ヲ分チ、村落ニハ部落会、市街地ニハ町内会ヲ組織スルコト。



(三) 部落会及町内会ハ区域内全戸ヲ以テ組織スルコト。

(四) 部落会及町内会ハ部落又ハ町内住民ヲ基礎トスル地域の組織タルト共ニ市町村ノ補助的の下部組織トスルコト

(十) 部落会及町内会ニハ左ノ要領ニ依ル常会ヲ設クルコト

(イ) 部落常会及町内常会ハ会長ノ招集ニ依リ全戸集会スルコト。但シ区域内隣保代表ヲ以テ区域内全戸ニ代フルコトヲ得ルコト。

(ロ) 部落常会及町内常会ハ第一ノ目的ヲ達成スル為、物心両面ニ互リ住民生活各般ノ事項ヲ協議シ、住民相互ノ教化向上ヲ図ルコト。

(ハ) 部落会及町内会区域内ノ各種会合ハ、成ルベク部落常会及町内常会ニ統合スルコト。

## 二、隣保

(一) 部落会及町内会ノ下二十戸内外ノ戸数ヨリ成ル隣保ヲ組織スルコト。

(二) 隣保ノ組織ニ当リテハ、五人組、十人組等ノ旧慣中、存重スベキモノハ成ルベク之ヲ採り入レルコト。

(三) 隣保ハ部落会又ハ町内会ノ隣保実行組織トスルコト。

(四) 隣保ニハ代表者ヲ置クコト。

(五) 隣保ノ常会ヲ開催スルコト。

(六) 必要アルトキハ隣保ノ連合組織ヲ設クルコトヲ得ルコト。

この部落会、町内会の整備指導に関する訓令については、「本件ハ大政翼賛運動トノ関係モ有之ニ付、本年（昭和十五年）十一月末日迄ニ夫々整備ヲ了スル様致度」と通達されている。今や全体主義的国家体制が、地方の末端に至るまで整備され、その指導に狂奔させられていった時期であった。それは太平洋戦争前夜の日本全土をがっちり和大政翼賛防衛体制に固めあげる効果的な基礎的布石であった。

#### 部落会と隣保の運営

かくして昭和十六年のはじめには各町村において部落会、町内会、隣保の組織化が整備された。

部落会設立当時、隣保長に対して次の如き内容の指示が与えられた。

- 一、隣保ハ国家最末端ニ於ケル住民ノ実行単位ナリ
- 二、隣保長ハ水中ノ礎石タレ
- 三、隣保長ハ協和融合ノ中心タレ
- 四、隣保長ハ会長ヲ援ケ、隣保割拠ノ弊ヲ生ズルナ
- 五、隣保長ハ常会ヲ利用セヨ

部落常会は全員参集が強制され、夜間に開催する事を原則とし、時間励行で、会議も二時間を限度とするなど、無駄を省くことに重点が置かれた。この常会に於ては、上意下達が図られ、生活改善の申合せ、割当貯蓄の消化、回収物資の蒐集、飛行機献納募金、供出割当、配給品の処置など、銃後に課せられた重要事項

(以下略)

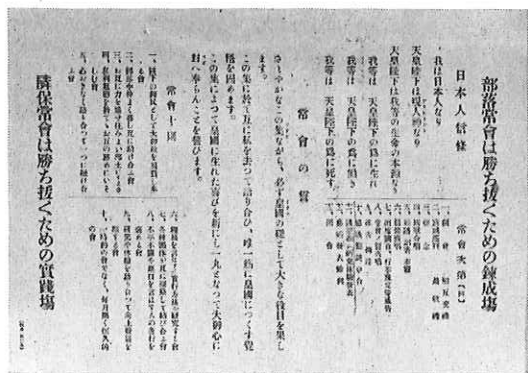


写真178 部落常会スローガン

が多く議せられた。従って出席率も極めて良好であった。昭和十五年の夏には、国民精神総動員本部が「ゼいたくは敵だ」という標語をかかっている。近衛新体制は日本の国内体制を急激に戦時色に変えていった。隣保が結成されてからは、伝達方法として回覧板が使用されるようになった。それまでは部落毎に「きもいり」という使い走り役があったが、隣保内で輪番制で月当番を設け、常会の召集合図の板木打ちから、会場の整備、跡始末、その他の雑務に当り、常会の席も、机を方形に並べて全員が顔を合せる様に指導された。

この様なことは、従来の集会では、家格が重んぜられ、家により人によって概ね席次が定着されていたのを一掃し、且つ一部有力者が同一場所に集って常に集会を左右して来た弊を除き、長い風習を打破った処置であって、いかにも新体制になった印象を与えた。「トン・トン・トンカラリと隣組」という国民歌謡も作られ盛んに流行した時代の到来であった。

昭和十六年（一九四一）には更に大政翼賛会の下部組織として、市町村に翼賛壮年団が結成されている。清滝村の例では、団員一三名、会費は年額一円三〇銭で、村費補助五〇円で運営されたが、昭和十七年（一九四二）四月の衆議院議員総選挙には、いわゆる翼賛選挙が行われ木崎為之弁護士を推せんしている。このとき兵庫県第五区からは無所属の斎藤隆夫が最高点で当選し、残る二議席を大政

翼賛議員の木崎為之と佐々井一晁が占めたのである。

### 第三節 軍国主義の教育制度

#### 軍事教育の強化と国民学校

昭和六年の満州事変を契機として日本帝国主義の大陸進出が拡大され、昭和七年上海事変勃発、昭和八年国際連盟脱退とわが国は戦時的軍事的風潮を強めたが、それと共に軍国主義の教育が一段と強化されることになった。

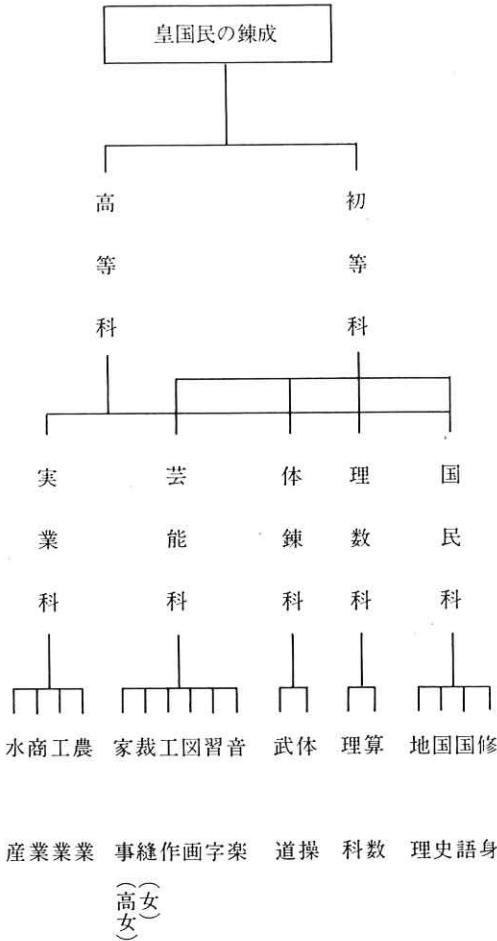
昭和十一年（一九三六）二・二六事件が起きたが、同年八月「基本国策要綱」が決定され、ここにわが国の北進南進計画が方向づけられた。

基本国策要綱の具体化として教育の面では、①国防上近代兵器の進歩に対する科学的知識の普及、②国家総動員体制の必要から国民全体の国家意識、体位、知力（判断力）科学的知識の向上、③産業上からは有為な産業労働者の育成、④全体として教育の機会均等の増進等のために義務教育年限延長（八年制）が企図され、教育の内容もこれを裏づけるよう教育改革の方針が次のように示された。

- (一) 国体観念の明徴
- (二) 児童能力に応じたる教材配当
- (三) 低学年における合科教育
- (四) 作業教育の強調

表 72 皇国民錬成教育教科構成 (国府村誌四二九頁)

- (五) 郷土教育の重視
- (六) 体育の合理化
- (七) 情操教育の暢達
- (八) 理科教育の改善



(ウ) 数学の実用化

これらの基本国策のうち義務制八カ年への延長は実現していない。

そのうちに昭和十二年、日中戦争が勃発し、昭和十三年、国家総動員法が公布されると、国民全般の生活は戦時色一色に塗りつぶされていく。

こうした情勢を背景として、昭和十六年（一九四二）小学校令が改正され、国民学校令として公布された。この改正は昭和十三年以来足かけ四カ年にわたって教育審議会が審議答申し、戦時教育の具体化を図ったものであるが、この教科の分類は「皇国民の錬成」を目標にかかげたこれまでにない特徴ある改革であった。（表72）

即ち、国民学校の教科と教科目は、学科の種類でもなく、学問の区分でもなく、皇国民たる資質を錬成する教育内容の大分節だと文部省によって説明されている。

こうして、明治以来続いたわが町の尋常高等小学校は、昭和十六年以降すべて国民学校と改称された。

三方小学校教育方針

ここで軍事教育強化の昭和初期の具体的な例として、さかのぼって昭和六年（一九三一）の三方小学校の教育方針を紹介しておこう。他の学校の教育方針もほとんど

これと違いはない。

「 本校教育ノ目的

一、根本目的

本校教育ノ根本目的ハ当然小学校令第一条ニ明示サレテキル夫レト合致スベキモノデ、将来ニ於テ忠良有為ナル日本臣民タラシメルタメニ今日ニ於テ強健善良ナル児童ニ育テアゲルコトニ他ナラナイ。

二、本校教育ノ目標

本校教育ノ根本目的ニ立脚シ、本県教育綱領ニ基ツキ、本村並本校ノ現状ニ鑑ミ、左ノ四項目ヲ以テ目標トス。

一、児童身体ノ円満ナル發育ト鍛鍊ニ留意シ、将来善良ナル公民、忠良ナル臣民トシテ活躍スルニ足ルベキ体力ノ基礎ヲ養フ。

二、尊嚴無比ナル我が国体ト、国民道德ノ根幹タル忠孝ノ大義ヲ弁ヘシメ、我が国勢ノ大要、世界ニ於ケル地位使命等ヲ知ラシメ、挙国一体、民族ヲ無疆ニ蕃クスルノ国民的志操ヲ養フ。

三、勅語詔書ノ御趣旨ヲ奉体シ、実践躬行、克己献身ノ徳ヲ重シ、正義ヲ熱愛シ、責任ヲ重シ、質実剛健勤勞ヲ尊ビ、自己ノ完成ニ努ムルト同時ニ、共存共栄ノ安住境ノ現出ニ努力セムトスル公民的精神ヲ養フ。

四、時世ノ進運ニ伴ヒ、断エズ自己ノ向上進展ヲ図リ、自力創造、知識技能ノ収得ニ努メ、常ニ自己ノ最善ヲ尽シテ止マヌ精神ヲ養フ。

御真影奉安殿と忠魂碑の建立

小学校に天皇・皇后の写真（御真影）を安置することは遠く明治二十五年から明治二十八年にかけて実施されているが、校内に奉安殿を新設して御

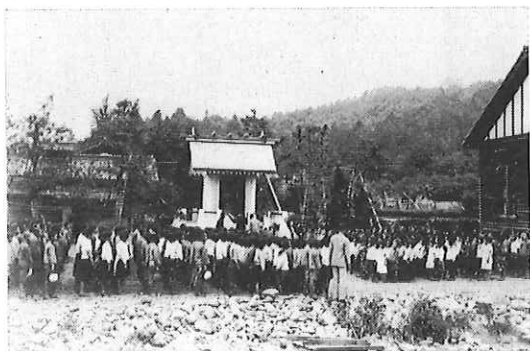


写真179 三方小学校御真影奉安殿

真影を安置することは昭和初期から行われた。

この御真影奉安殿は学校における最高の神聖な場所とされ、子どもたちは朝夕登下校の際この前で整列し最敬礼を行った。教育勅語等もここに奉置され、新年拝賀式（一月一日）、紀元節（二月十一日）、天長節（四月二十九日）、明治節（十一月三日）、そのほかの学校重要式典における詔勅奉読には、黒のモーニングの礼服に白手袋の校長が恭しく開扉の上詔勅を頭上に捧げて式場へ歩を運んだ。

火災、地震等の事故発生に当っては、人間の生命より先ず第一に御真影の安全避難が臣民としての最高義務とされた。

シベリア出兵、満州事変と事変が続き戦死者が出始めると、日清日露の戦没者を合わせて忠魂碑を学校内に建立する所も出てきた。（昭和四年（一九二九）八代小学校、昭和九年（一九三四）府中小学校）

そのほか高等科、補習学校等、児童生徒の増加に伴う学校整備として、次のように学校校舎の新改築が、昭和になって多く行われている。

- 府中小学校 大正十年（一九二一）（一万円）
- 清瀧小学校 昭和九年（一九三四）（三万円）
- 西気小学校 昭和九年（一九三四）



三方小学校 昭和十四年（一九三九）

### 青年学校の発足

昭和十年（一九三五）青年学校令が公布された。その第一条には「青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛練シ、徳性ヲ涵養スルト共ニ、職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケテ、国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」とある。

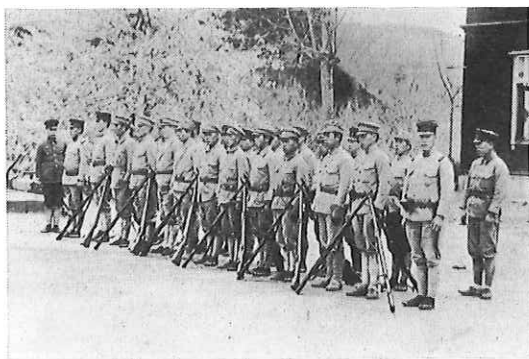


写真180 青年訓練所軍事訓練（大田垣彦弥提供）

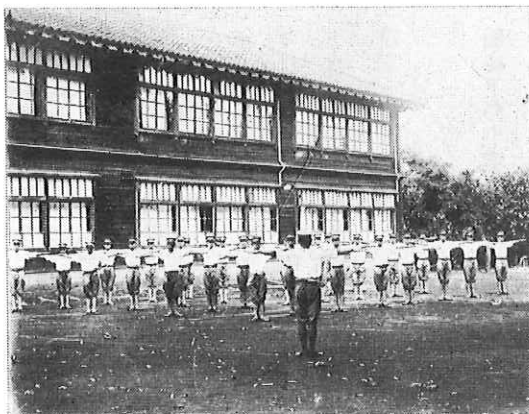


写真181 青年学校の軍事訓練（大田垣彦弥提供）

青年学校は、補習学校と青年訓練所の二者が合併されて生まれたものであるが、この教育制度の推進に当っては陸軍省も介入して本格的な指導体制をとり、当然軍事訓練に重点が置かれた。

学年編成は、本科四年（男子）、又は三年（女子）。研究科二年。専修科一・二〇時間（男子）、



写真182 静修小学校の相撲場

又は二二〇間時（女子）と定められ、昭和十年十月から一斉に開校された。

昭和十四年（一九三九）青年学校令が改正されると、満一二歳から満一九歳に至る男子は義務制となった。

昭和十五年（一九四〇）からは学年編成が改められ、普通科二年、本科は五年（男子）又は三年（女子）、研究科一年、専修科四カ月となった。なお翌年からは夜間授業が廃止され、昼間授業のみとなっている。年間授業日数は四九日程度（府中青年学校の例）である。

### 戦時下の小学校と国民学校

日中戦争が勃発すると、出征軍人の武運長久祈願祭が開始され、児童生徒の

参列が始まった。日の丸弁当の会食日ができたり、農繁期休業が実施され、また昭和十四年になると戦死者への墓参、戦地への慰問文発送が授業中に行われるようになり、同年には初の防空演習も行われた。

昭和十五年には府中小学校では高等科生徒によって報国勤労隊が組織され、摘桑作業に当たっている。

このころ各校とも校庭に相撲場が新設され、相撲が奨励された。またストーブ用の割木作りをしたり、食糧増産のため荒地の開墾も課せられ、甘藷、小豆などを収穫している。

昭和十七年（一九四二）になると初の空襲警報発令があり、このころから非常時体制は一段と厳しくなつて授業時数は銃後の守りのため徐々に大きな部分が費されることになった。桑の皮剝<sup>はぎ</sup>・ラミーの皮剝・摘桑・植林・落穂拾い<sup>おちほ</sup>・田螺拾い<sup>たじ</sup>・開墾・麦刈<sup>むぎ</sup>・蓄堀り<sup>たくほり</sup>・製薪・製炭・出征軍人慰問文・柳の皮剝・カラスエンドー採集などの勤労作業が打続き、昭和十九年から始まった米軍の本格的本土空襲による連続する警報下、遂には運動場を開墾して畑とし、食糧増産に当てることとなつていった。

戦争末期の昭和二十年には戦時教育令が公布され、六月には国民学校学徒隊が結成された。一億玉砕という本土決戦が近付いていた。

（学童疎開と学徒動員について後記第二十章第二節で再説する）

#### 第四節 戦時体制下の宗教弾圧

##### 新宗教の誕生

明治以降の神道国教化政策の下におけるわが国の宗教界は、次の三つに大別できる。即ち、第一は、皇室神道を中心とする神社神道で、これは国家神道として超宗教的取扱とされ、国家の特別の保護の下に置かれた。

第二は、国家神道以外の教派神道一三派と仏教・キリスト教等で、これは政府公認の下に特権的地位を与えられた。

第三は、政府の準公認又は非公認の宗教で、これは政府の厳しい干渉と圧迫を受けたが、文部省の統計に

よれば、大正十三年（一九二四）九八団体、昭和五年（一九三〇）四一四団体、昭和十年（一九三五）一〇二九団体に達した。

これら第一、第二の既成宗教に対し、幕末封建社会崩壊の中の民衆不安と欲求を背景に生まれた創唱民衆宗教を初めとして、第三の宗教団体を含めた宗教は新宗教と呼ばれている。

これら新宗教は、世直しを説き、国家神道体制の宗教秩序からはみだす要素が多かったため、淫祠邪教視される風潮が強かったが、この風潮は、近代天皇制国家神道体制の宗教政策の所産であり、既成宗教と新宗教に優劣をつける根拠は何ら存在しないとみるべきであろうか。

敗戦後もわが町に引続いて存在する新宗教には次のものがある。これを成立年代別に整理してみると、次のようになっている。

- 黒住教……文化十一年（一八一四年）
- 天理教……天保九年（一八三八年）
- 金光教……安政六年（一八五九年）
- 大本教……明治二十五年（一八九二）
- 霊友会……大正十二年（一九二三）
- 生長の家……昭和五年（一九三〇）
- 創価学会……昭和五年（一九三〇）
- 世界救世教……昭和十年（一九三五）

また敗戦後に誕生した新宗教としては

三五教……昭和二十三年（一九四八）

世界真光文明教団……昭和三十五年（一九六〇）

等がある。

（近・現代の宗教で、現在も引続き存在する諸宗教団体については、資料篇に一覧表として掲げておく）

### 打続く宗教弾圧

明治初年から始まる神道国教化Ⅱ国民教化運動の中に在って、民衆の立場から、天皇制神話とは異質の独自の神話を形成していった新宗教は、天皇制政府より、くり返し激し

い弾圧を蒙っている。

天理教では、明治七年（一八七四）教祖中山みきが延べ一八回にわたって警察に勾留され、明治十五年（一八八二）には、建造中の甘露台を破壊されたり、講の集団参拝を弾圧されたりした。

金光教においても、その初期において明治十年代、教祖川出文次郎が「天子様も人間」と教えて国家神道に従属することを拒絶し、幾度も弾圧を受けた。

新宗教の中で、最大の弾圧を受けたのは大本教で、明治二十五年の開教になるこの教団が、三度にわたって受けた弾圧は、近代史上最大のものである。大正十年（一九二一）と昭和十年（一九三五）の二回にわたる弾圧は、大本教を地上から抹殺せよとの命令の下、綾部・亀岡両本部の神殿を一つも残さず総て破壊し尽すと共に、全所有地の強制売却、あらゆる蔵書と出版物の没収、歌碑・墓石の文字の削除、全国全信徒宅の

強制捜査、祭具・書籍・出版物の焼却、処分という徹底したものであった。信者の割り出しに当たっては、教祖の写真を踏ませるといふ「昭和の踏絵」すら行われたという。

但馬においても、豊岡市倉見にあった大本教但州別院は昭和十年の弾圧で、神殿及び附属建物を完全に解体の上売却処分され、歌碑も破壊された。

日高町における大本教の弾圧は、本部より一年遅れて、昭和十一年（一九三六）四月四日、信徒宅が家宅捜査されると共に、国府支部長・次長の両名が検挙勾留され、六日からは特高警察の取調べを受けた。家宅捜査に当たっては、主神のお宮やご神体、先祖を祭る祖霊のお宮やご神体、書籍・新聞等大本教に関する一切のものが持ち去られた。次いで十日には、両名は警察へ連行され江原の警察横広場において目の前でそれらの押収物が焼却された。

大本教主出口王仁三郎らは、戦後昭和二十年（一九四五）九月八日、敗戦による大赦によって晴天白日となり釈放され、その後再発足する。

そのほか戦時下における宗教弾圧については、

昭和十年（一九三五） 世界救世教

同十一年（一九三六） 二月 天津教

三月 神政竜会

同十二年（一九三七） ひとのみち解散

同十三年（一九三八） ほんみち

同十五年（一九四〇） 創価学会

同十七年（一九四二） ホーリネス

同十八年（一九四三） 創価学会

などの新宗教に対する弾圧が打続いた。それは宗教界の暗黒時代であった。

## 第五節 地方事務所の活動

### 地方事務所の設置

大正十二年に郡制が廃止され、同十五年に郡役所・郡長も廃止されたことはすでに述べたが、これは県と町村との中間機関を廃止することにより、町村自治行政を簡素化・能率化し、経費の節約・町村自治の振興をはかることが目的であったにもかかわらず、郡制廃止後の実情はこれとは逆の結果を生じたという。そのため自治関係者及び住民から、ふたたび県と町村との中間連絡機関設置の要望がでてきた。また日中戦争から太平洋戦争へと進む時局の進展にあたり、国策の敏活確実な遂行が急務となってきた。

このため、昭和十七年（一九四二）地方官々制の改正が行われ、地方事務所が全国に設置された。このとき内務大臣は訓令に、

「地方事務所設置の主旨とするところは、時局の推移に伴う地方行政の現状と趨勢に鑑み、現行の府県機構を改編して、府県庁の分身支体たる補助的機関を各現地に配置し、以て地方行政の敏活適確なる処理と施

政の滲透徹底を期せんとするにあり、地方事務所の運営にあたりては、その本旨に則り、これをして十全の機能を發揮せしめ（中略）、官民融合一致、大東亜戦争完遂に邁進するの機運を昂揚し、国内態勢の強化充実に期するよう万全の配慮あるを要す。」

と述べている。兵庫県では一七の地方事務所が設置され、豊岡に設置された北但地方事務所は、城崎郡・出石郡・美方郡を管轄区域とした。

この地方事務所の設置に際して兵庫県知事は訓示を行い、行政事務の敏活確実化と国政の透徹を期し、県民の協力をつぎのように要望している。

「本日地方事務所が設置され、大東亜戦争完遂の国内体制強化に寄与すること大なるを確信し、御同慶に堪えません。本機関は主として、部落町内会の自治的活動の指導、貯蓄奨励、各種国民運動、軍事各般の事務、増産集荷、生活必需物資配給事務、経済統制など時局下重要な行政事務を執行するもので、所長に対しては能う限り代決権を与え、あくまで二重監督の煩瑣を避け、行政事務の敏活確実と施設の滲透徹底を期し、次第であります。（中略）県民各位も本機関設置の主旨を充分諒解協力あらんことを切望してやまぬ次第であります。」

### 北但地方事務所の活動

北但地方事務所は昭和十七年（一九四二）八月一日開所式を挙行し、田中壯太郎初代所長のもとに、総務課・兵事厚生課・経済課・督学室を設け、職員数三〇名、予算六万一一九七円を以て発足した。



総務課は、一般的庶務事務、町村行政事務指導、各種選挙事務を担当した。金属類非常回収では（昭和十七年～二十年）鉄一二万四〇〇〇貫、銅一万六〇〇〇貫、鉛二〇万六〇七八貫、梵鐘一三五個等の回収が行われた。また、町村常会・部落町内会の指導、大政翼賛会・国民運動等に関する事項も担当した。国民貯蓄奨励では昭和十八年度目標額五〇五万円に対し、一一一％の実績をあげ、国債債券は昭和十八年一七九万〇三四一円の消化を果した。

兵事厚生課は、陸海軍徴兵徵募事務や軍人援護事務を担当した。陸軍徴兵検査は昭和十九年度より検査年齢が一九歳に引き下げられ、管内の受験人員は一五〇〇人程度に増加した。海軍徴募は年々五〇〇人～八〇〇人の合格者があった。軍事援護関係では、軍事扶助件数は昭和十七年一七九六件。満蒙開拓青少年義勇軍募集は昭和十九年三八名が千葉県内原訓練所へ入所した。健民修練所は昭和十九年に五町村に設置され、適齢前の比較的虚弱な青年二一六名を四二日間收容して訓練した。このとき八代村光顯寺にも健民修練所が設置された。その他戦没者遺児保健事業、育英事業、傷夷軍人事務も行った。疎開者援護については、昭和二十年の疎開者の管内転入者数は縁故によるもの三七四六世帯一万一七九〇人、無縁故疎開者二七四世帯七五二人の多きに達した。そのほか、復員業務、遺族援護、引揚者援護等にも努めた。

経済課は、食糧供出に努力し、城崎、出石、美方の管内三郡実績合計は米（昭和十八年）九万二二二五石、麦（昭和十八年）三七四五石、甘藷・馬鈴薯（昭和十九年）三二万二八〇七貫、杞柳製品特に軍用飯行李は昭和十八年以来実に二二〇万個を生産供出している。なお、生活必需物資の統制配給、満洲開拓団分村事業の実施等、戦時産業行政にも努力した。

督学室は、教育行政を担当したが、昭和十九年末の集団疎開児童受入数は、城崎郡一四三九人、出石郡三三七人、美方郡一七八人であった。日高町内における小学校集団疎開受入については、第二十章第二節で後述するとおりである。食糧増産のため学校の運動場は開墾されたが、その割合は四七％に達した。薪炭生産数量は六万九三二八俵であった。

のちに戦後の北但地方事務所は、地方自治の推進、県民の生活安定に努力したが、昭和三十年（一九五五）県機構改正により廃止された。